

平成22年5月17日

関係者各位

破産者株式会社SFCG  
破産管財人 瀬戸 英雄

### 株式会社ASAとの間の異議訴訟について

株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）の破産管財人である当職に対して、株式会社ASA（旧商号・株式会社KEホールディングス。以下、「ASA」といいます。）が提起した否認請求認容決定に対する異議訴訟の経過について、下記のとおり、ご報告致します。

#### 記

##### 1. 否認請求認容決定

東京地方裁判所民事20部は、平成21年6月2日、以下のとおりの決定を下した。

決定内容：SFCGがASAとの間の平成20年11月1日付債権譲渡契約により、SFCGが保有していた不動産担保ローン債権をASAに無償で譲渡したことを認め、当職のASAに対する金11億7913万5586円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払請求を認容する。

##### 2. 否認請求認容決定に対する異議訴訟の一審判決

東京地方裁判所民事15部は、平成22年3月25日、以下のとおりの判決を下した。

判決内容：SFCGがASAとの間の平成20年11月1日付債権譲渡契約により、SFCGが保有していた不動産担保ローン債権をASAに無償で譲渡したことを認め、上記不動産担保ローン債権の担保不動産の評価額7億3087万8903円のうち、当職において受領済みの不動産競売代金5億2464万3156円を差し引いた2億0623万5747円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金を支払え。

##### 3. 否認請求認容決定に対する異議訴訟の控訴審における和解

東京高等裁判所第19民事部において、平成22年4月28日、概要、以下のような内

容の和解が成立した。

- 和解内容：①不動産担保ローン債権の担保不動産（2物件）の競売代金配当金5億2464万3156円を当職が受領したことの確認。
- ②ASAが当職に対して平成22年3月19日付で解決金名目で送金した1685万9063円を当職が受領したことの確認。
- ③不動産担保ローン債権1件（担保不動産評価額約2億1300万円）が当職に帰属することの確認。
- ④不動産担保ローン債権の残債権（担保不動産評価額約9959万円）がASAに帰属することの確認。
- ⑤当職のASAの所有不動産に対する仮差押申立事件を取り下げ、ASAが供託した保証金の取消しに同意すること。
- ⑥ASAが当職に対して提起した不動産担保ローン債権に関する不当利得返還請求訴訟（2件）を取り下げること。
- ⑦ASAが届け出た破産債権を取り下げること。
- ⑧本件に関する、当職とASA及び利害関係人との間の清算条項。

以上